



# 泉区から市外への引っ越し

引っ越しの  
手続き ④



- ◇ 泉区から市外に引っ越される方の区役所での主な手続きのご案内です。
- ◇ 来庁の際は、本人確認資料及び印鑑(朱肉使用)を持参してください。
- ◇ 各手続きの詳細については、担当窓口にお問い合わせください。

令和5年1月作成

泉区役所

項目	泉区での手続き □手続きに必要なもの	受付窓口	新住所地での手続 □手続きに必要なもの
市外への引越し	転出届(引っ越しの約2週間前から) ・転出証明書をお渡しします。(住民基本台帳カード・マイナンバーカードをお持ちでない方のみ)	2階 204番 戸籍課 登録担当 800-2345	転入の手続 <b>(新住所に住み始めた日から、14日以内)</b> □転出証明書(住民基本台帳カード・マイナンバーカードをお持ちでない方のみ) □住民基本台帳カード・マイナンバーカード(お持ちの方のみ。4桁の暗証番号必要) □在留カード又は特別永住者証明書(外国人住民のみ) □運転免許証などの本人確認資料 ※1
印鑑登録	特にありません ・転出予定日に抹消されます。 ・転出予定日前日までに印鑑証明書が必要になった場合は、印鑑登録証に転出証明書※2を添えて請求してください。		必要な方は、登録の申請 □登録する印鑑 □運転免許証などの本人確認資料 ※1
住民基本台帳カード・マイナンバーカードを持っている	新住所地でも継続利用できます。 ※電子証明書は失効します。		転入手続きの際、必ず住民基本台帳カード・マイナンバーカードをお持ちになってください。 4桁の暗証番号も必要です。
公立小中学校の児童・生徒	転学届 ・学校に転学届を提出し、次の書類を受取ってください。 □在学証明書 □教科書用図書給与証明書	今までの学校	転入手続、転校手続 □在学証明書 □教科書用図書給与証明書
国民年金に加入している (1号被保険者)	原則不要 ※海外転出の場合は必要	2階 207番 保険年金課 国民年金係 800-2421	転入自治体の案内に従ってください。
国民健康保険	横浜市国民健康保険証の返却 □横浜市国民健康保険証	2階 205番 保険年金課 保険係 800-2425	加入の手続き □印鑑(朱肉使用)
介護保険 介護認定を受けている方	介護保険被保険者証の返却 □介護保険被保険者証 □受給者資格証明書の交付		加入の手続き □介護保険受給資格証明書
小児医療証	小児医療証の返却 □小児医療証 ※所得証明書が必要な場合は、3階303番で申請(有料)。	2階 206番 保険年金課 給付担当 800-2427	小児医療証の交付申請 □健康保険証 □所得証明書(不要な場合もあります) □印鑑 ※小児医療費助成制度は、市区町村によって対象年齢や所得制限等が異なります。手続き方法・必要書類等について、あらかじめ新住所地の担当窓口を確認してください。
後期高齢者医療被保険者証	保険証の返却 □保険証 県外へ転出の場合、負担区分証明書を発行します		後期高齢者医療被保険者証の交付 □印鑑(朱肉使用) □前住所地交付の負担区分証明書(県外のみ)
医療証(ひとり親家庭、重度障害者等)	医療証の返却 □医療証		医療証の交付 □健康保険証 □印鑑(朱肉使用) ※医療証ごとに必要書類があります。 受付窓口までおたずねください。
濱ともカードを持っている	濱ともカードの返還 □濱ともカード	2階 214番 高齢・障害 支援課 800-2430	濱ともカード、敬老特別乗車証は横浜市独自の制度となります。同様の制度があるかどうかは、転出先の市区町村にお問い合わせください。
敬老特別乗車証を持っている	敬老特別乗車証の返還 □敬老特別乗車証		福祉特別乗車券(障害児・者)、福祉タクシー券、自動車燃料券は横浜市独自の制度となります。同様の制度があるかどうかは、転出先の市区町村にお問い合わせください。
福祉特別乗車券(障害児・者)、福祉タクシー券、自動車燃料券をもっている	福祉特別乗車券(障害児・者)、福祉タクシー券、自動車燃料券の返還 □福祉特別乗車券 □福祉タクシー券 □自動車燃料券		

※1 運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード(写真付)、マイナンバーカード等。詳しくは転出先の市区町村に電話等で必ず確認してください。

※2 住民基本台帳カード・マイナンバーカードを利用した場合は、住民基本台帳カード・マイナンバーカードを、国外転出の場合はパスポートを添えてください。

裏面に続く

項目	泉区での手続き □手続きに必要なもの	受付窓口	新住所地での手続き □手続きに必要なもの
特定医療費(指定難病)医療受給者証	特にありません	2階 214番 高齢・障害 支援課 800-2430	特定医療費支給認定申請 ※ 必要書類は転出先の市区町村にお問い合わせください。
医療給付制度 (小児慢性特定疾病医療など)を受けている	特にありません	2階 210番 こども家庭支援課 800-2438	※ 詳細は、新住所の市町村の小児の医療給付担当窓口にお問い合わせください。
母子健康手帳、 健診券、 予防接種予診票	特にありません	2階 210番 こども家庭支援課 800-2444	※ 詳細は、新住所の市町村の母子健康手帳担当窓口にお問い合わせください。
身体障害者手帳 愛の手帳 精神保健福祉手帳	手帳の市外転出届	2階 209番 高齢・障害支援課 800-2485 2階 210番 こども家庭支援課 800-2448	手帳の転入手続 □身体障害者手帳 □療育手帳(愛の手帳) □精神保健福祉手帳
自立支援医療受給者証を持っている(精神通院医療、更生医療)	受給者証の返還手続き		転入手続 □各受給者証
障害福祉サービス受給者証を持っている	□障害福祉サービス受給者証 □異動届 □印鑑(朱肉使用)		サービス利用申請手続き □障害福祉サービス受給者証(写し) □印鑑(朱肉使用)
高齢者の在宅サービス(紙おむつ、食事サービスなど)を受けていた	廃止届の提出	2階 209番 高齢・障害支援課 高齢者支援担当 800-2434	同様の制度があるかどうかは、新住所地の市区町村にお問い合わせください。
児童手当	転出の届(受給事由消滅届)	2階 210番 こども家庭支援課 800-2444	児童手当の申請 ※ 詳細は、新住所の市町村の児童手当担当窓口にお問い合わせください。
認可保育所・小規模保育事業・認定こども園・幼稚園を申請または利用している児童がいる。	認定取消申請書 利用取消申請書の提出	2階 210番 こども家庭支援課 800-2413	保育所等利用支給認定申請 ※ 必要書類は転出先の市区町村にお問い合わせください。
児童扶養手当 特別児童扶養手当	転出の届 □証書	2階 210番 こども家庭支援課 800-2448	住所変更手続き □証書 □印鑑(朱肉使用)
特別乗車券、 JR特定者資格証明書	特別乗車券、JR特定者資格証明書の返還	2階 210番 こども家庭支援課 800-2444	特別乗車券は横浜市独自の制度です。JR特定者資格証明書はJRの制度です。同様の制度があるかどうかは、新住所地の市区町村にお問い合わせください。
125cc以下のバイクを持っている	廃車の手続 □ナンバープレート □標識交付証明書 □本人確認資料	3階 303番 税務課 800-2353	登録の手続 □本人確認資料 □廃車証明書 廃車の手続きをしていない場合 □泉区のナンバープレート □標識交付証明書 □本人確認資料 ▽ ケースにより必要なもの・手続きが異なります。新住所地へ必ずお問い合わせください。
住民税	特にありません。 住民税の場合、賦課期日1月1日に居住している市区町村で1年分の住民税が課税されます。		特にありません。 新住所地では、1月1日に居住していなければ住民税は課税されません。
犬の登録	特にありません。 新住所地で手続きしてください。 ▽海外へ転出される場合はお問い合わせください。	3階 314番 生活衛生課 800-2452	登録事項の変更手続き □犬鑑札
被爆者のこども健康診断受診証を持っている	被爆者のこども健康診断受診証の返還 □被爆者のこども健康診断受診証(お持ちでなくとも手続できます。)	3階 313番 福祉保健課 健康づくり係 800-2445	※ 詳細は新住所地の市町村にお問合せください。

※1月1日現在、横浜市に住民票があった方

#### ○ 転出証明書について

- ・転出を取りやめたとき ⇒ 転出証明書と本人確認資料を持って、2階204番窓口へ(転出取消)
- ・転出証明書を紛失したとき ⇒ 本人確認資料を持って、2階204番窓口へ(転出証明書の再発行)
- ・転出予定日や新住所地が変更になったとき ⇒ 転出証明書はそのまま使用できます。  
新住所地の市区町村で手続をしてください。

**新住所地では、住み始めた日から14日以内に  
転入の手続きをしてください。**

#### ※ 国外への転出届をされた方が、帰国し転入届をする場合

- ・国外への転出の場合転出証明書は発行されません。
- ・帰国して転入届を行う場合は、次の書類を転入先市町村の窓口にお持ちください。

パスポート … 転入される方全員分をお持ちください。

戸籍全部(個人)事項証明書  
(謄抄本)

戸籍の附票

いずれも、本籍地の市区町村で取得してください。(本籍地以外では取得できません。)

(転入先が横浜市内で、本籍地が横浜市内の方は必要ありません。)